

環 境 影 韻 評 価 書

豊洲・晴海地区の水際線埋立事業

平成 6 年 8 月

東 京 都

第1章 総括

1-1 事業者の氏名及び住所

氏名：東京都

代表者：東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1-2 対象事業の名称及び種類

名称：豊洲・晴海地区の水際線埋立事業

種類：埋立て

1-3 対象事業の内容の概要

本事業は、「豊洲・晴海開発整備計画」にもとづき、既存の港湾機能の整備・拡充、海岸保全施設の整備とともに親水性を持たせ海洋性レクリエーションや市街地における景観形成など新たなニーズに対応した護岸整備を行うべく、当該地区の水際線埋立事業を行うものである。

事業の概要は表-1.3.1に示すとおりである。

表-1.3.1 事業の概要

位 置	豊洲地区：東京都江東区豊洲五丁目地先、豊洲六丁目地先 晴海地区：東京都中央区晴海二丁目地先、晴海四丁目地先 晴海五丁目地先
規 模	埋立面積 豊洲地区：15.4ha、晴海地区：5.2ha
	埋立土量 約69万m ³
	護岸延長 豊洲地区：4,612m 晴海地区：1,123m
	埋立造成幅員 豊洲地区：17～50m 晴海地区： 50m
工事期間	6ヶ年

1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の計画内容を考慮し、事業区域周辺の地域の概況を把握することにより選定した予測・評価項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は表-1.4.1に示すとおりである。

表-1.4.1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 大気汚染	工事の施行中における作業船と建設機械の稼動に伴って発生する二酸化いおう (SO_2) 及び二酸化窒素 (NO_x) の将来環境濃度に対する付加率は小さい。
2. 騒音	工事の施行中における作業船と建設機械の稼動に伴って発生する騒音については、「騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準値」及び「東京都公害防止条例に基づく指定建設作業に適用する騒音の勧告基準値」を下回っている。
3. 振動	工事の施行中における作業船と建設機械の稼動に伴って発生する振動については、「振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準値」及び「東京都公害防止条例に基づく指定建設作業に適用する振動の勧告基準値」を下回っている。
4. 水質汚濁	工事の施行中における浮遊物質量 (SS) 濃度は施行区域境界で評価の指標を満足している。また、埋立地の出現に伴う流況及び化学的酸素要求量 (COD) 濃度の変化の程度は小さい。
5. 水生生物	工事の施行中における水質の変化の程度は小さく、また、工事の完了後における流況及び水質の変化の程度が小さいことから、水生生物へは影響を与えない。

1-5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表-1.5.1に示すとおりである。

表-1.5.1 評価書案の修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
第5章 現況調査、 予測及び評価 5-1 大気汚染	5-1-2 予測 (5) 予測結果	参考として、A～Eの各護岸ブロックごとに作業量が最大となる時期をとらえて予測した結果を追記した。
5-2 騒音	5-2-2 予測 (5) 予測結果	参考として、A～Eの各護岸ブロックごとに作業量が最大となる時期をとらえて予測した結果を追記した。
5-3 振動	5-3-2 予測 (5) 予測結果	参考として、A～Eの各護岸ブロックごとに作業量が最大となる時期をとらえて予測した結果を追記した。
5-4 水質汚濁	5-4-2 予測	予測に使用した計算モデルの設定にあたっての考え方及び根拠を明記した。